3　浄化槽を設置する際の手続き

❖　建築確認を伴う場合

1　建築確認が必要な住宅の新築や増改築に伴い浄化槽を設置するとき

☆ 提出書類　「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」(P13 参照)に記載する添付書類を建築確認申請書と一緒に提出してください。

☆ 窓　　口　市の建築主事又は民間指定確認検査機関

2　建築確認済証受領後、浄化槽設置の内容に変更が生じたとき

▪ 浄化槽の機種や人槽などを変更したとき

☆ 提出書類　建築確認申請した時と同様に、変更した内容で「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」(P13 参照)に記載する添付書類を提出してください。

☆ 窓　　口　建築確認申請をした窓口

▪ 設置前に下水道に接続したり、建築を取りやめたりした場合

☆ 提出書類　浄化槽使用廃止届出書(P20 参照)

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係(表紙裏面参照)

建築確認手続きが終わると、浄化槽は設置されるものとして町田市に登録されます。しかし、下水道に接続するなど、浄化槽の設置を取りやめていながら、その届出が行われていない(廃止届けが未届の)場合、市から指導されることになります。

浄化槽法では、**浄化槽の使用を廃止した日から、30日以内に浄化槽使用廃止届出書を提出しないと、5万円以下の過料に処せられることがあります。(浄化槽法第11条の2及び第68条)忘れずに廃止の届出をしてください。**

3　注意事項

以下の書類については、**未提出や記入漏れが多い**ため、特に注意をお願いします。

▪ 浄化槽カード(P22 参照)

P11 の記入例を参考に必要事項を記載し、必ず提出してください。

浄化槽カードが提出されないと？

建築確認申請時に提出されないと、市では浄化槽の設置が確認できません。その結果、町田市の浄化槽台帳に登録されていない**無届の浄化槽**となります。

このような浄化槽は、適正な維持管理指導ができないばかりか、**市の浄化槽清掃費用の補助が受けられない場合があります。**

建築確認や浄化槽設置の手続きをされる事業者の方は、必ず建築確認の窓口に提出してください。十分な配慮をお願いします。

■ **法定検査（7条検査）の申込（P26 参照）**

浄化槽法第7条に定める検査を事前に申し込み、その検査手数料の**振替払込請求書兼受領証の写し**を「浄化槽カード」の裏面に貼り付けてください。

❖ 建築確認を伴わない場合

建築確認を必要としない浄化槽の設置（くみ取り便所から浄化槽への切り替え、浄化槽の更新又は、建築確認が必要のない地域での工事など）が対象となります。

☆ 提出書類　「浄化槽設置届出書」（P16 参照）と共に「町田市浄化槽の設置及び管理に関する要綱　別表第1」（P13 参照）に記載する添付書類を提出してください。

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係（表紙裏面参照）

4 浄化槽の設置が完了した後の手続き

❖ 浄化槽管理者への関係書類の引継ぎ

浄化槽が設置された建売住宅を購入した方や、住宅の新築・増改築により浄化槽を設置した方は、**必ず購入した住宅販売業者や工事業者などから浄化槽の説明を受けるとともに、浄化槽関係書類（各種報告・届出様式・浄化槽取扱説明書等）の引渡しを受けてください。**

設計事務所及び不動産事業者等の方へ

浄化槽工事が完了し、新しい所有者に引渡す際、浄化槽法に基づく諸手続きや浄化槽の使用方法など、浄化槽を使用するに当って**必要な説明や取扱説明書などの引継ぎを必ず行ってください。**

新しい所有者が手続き漏れ等により、不利益を被ることのないようお願いします。

引渡しを受け、**浄化槽を所有した方（浄化槽管理者）は、以下の手続きが必要です。**

❖ 浄化槽の使用を開始するとき（浄化槽法第10条の2第1項）

☆ 提出書類　浄化槽使用開始報告書（P24 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

必ず、浄化槽の使用開始日から30日以内に、「浄化槽使用開始報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

❖ **浄化槽管理者が変わるとき（浄化槽法第１０条の２第３項）**

☆ 提出書類　浄化槽管理者変更報告書（P18 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課 浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

住宅販売業者等から浄化槽が設置されている建物を購入した場合、町田市に登録されている浄化槽管理者の名義は、住宅販売業者のままになっています。「浄化槽管理者変更報告書」に必要事項を記載し、提出してください。

また、相続や売買等により建物の所有者が変わり、浄化槽管理者を変更した場合も、この手続きが必要です。

■ 浄化槽管理者変更報告書が提出されないと？

実際に浄化槽を使用している方が、浄化槽管理者として登録されていないので、**浄化槽清掃費用の補助制度等が受けられなくなる可能性があります。**

また、市からのお知らせが、変更前の所有者（前浄化槽管理者）に送付され、迷惑をかけることとなりますので、必ず手続きをお願いします。

❖ **浄化槽の使用を廃止するとき（浄化槽法第１１条の２）**

☆ 提出書類　浄化槽使用廃止届出書（P20 参照）

☆ 窓　　口　町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係（表紙裏面参照　郵送可）

下水道への接続、建物の建替え等により新しい浄化槽に切り替えたりして、既設の浄化槽を廃止した時は、廃止の届出が必要になります。「浄化槽使用廃止届出書」に必要事項を記載し、提出してください。

■ 浄化槽使用廃止届出書が提出されないと？

浄化槽法では、**浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に届出を行わないと、5万円以下の過料**に処せられることがあります。（浄化槽法第11条の2及び68条）。必ず浄化槽使用廃止届出書を提出してください。

5　浄化槽の維持管理に必要な手続き等

浄化槽は、微生物の働きを利用して、トイレの汚水や生活排水をきれいにする施設です。微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理することが必要です。浄化槽法では、適正な維持管理のため、浄化槽管理者について**「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの義務**が定められています。

環境を保全し、浄化槽の機能を十分に発揮しながら、長期間お使いいただくためにも、この3つの義務を遵守してください。

❖ 保守点検（浄化槽法第8条及び第10条）

浄化槽の型式に応じて、浄化槽法に定められた回数で、点検、調整、簡易な補修、清掃時期の判断、消毒剤の補充などを行う作業が保守点検です。使用開始前には、使用人数に合わせて機器類を調整するほか、定期的な保守点検の実施が必要です。

保守点検は、浄化槽管理者が自ら行うか、町田市長の登録を受けた保守点検業者（以下「市登録保守点検業者」という。）に委託することができます。専門的な知識や技術が必要となりますので、市登録保守点検業者に委託し、実施してください。

＜保守点検回数＞

浄化槽の種類	処理対象人員 20 人以下	処理対象人員 21 人以上 50 人以下
合併処理浄化槽	4ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上

※保守点検回数は処理方式により異なる場合がありますので、下記問い合わせ先、あるいは市登録保守点検業者等にご確認ください。

市登録保守点検業者一覧は、ホームページでもご覧になれます。

保守点検に関する問い合わせ先	**町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係** **電話　042－724－4306**

保守点検業者との契約にあたってのご注意

保守点検を行わないと、故障や清掃時期に気付かず、修理費の増大や悪臭の発生など思わぬ負担を招く結果となります。市登録保守点検業者との契約に際しては、**契約内容について、以下の点をしっかり確認し、説明を受けてから契約してください。**

① 点検の内容及び回数
② 点検費用
③ 契約内容にない事が生じた場合の業者側の対応（協議事項）について

もし、保守点検の受託者が実際に保守点検をせず、問題が発生した場合、保守点検契約を結んだ浄化槽管理者が浄化槽法に基づき処罰されることがあります。そのようなことがないように、しっかりと契約内容や保守点検記録票を確認してください。

法定検査（P26 参照）は、保守点検と別に受検する必要があります。もし、**「うちで保守点検をすれば、法定検査を受けなくていい」**といった法律違反をすすめる業者がいましたら、すぐに町田市へ通報してください。

❖ 清 掃（浄化槽法第10条）

浄化槽を使っていると、汚泥やスカム等（以下「汚泥等」という。）が溜まってきます。汚泥等を引き出し、槽内を洗浄する作業が清掃です。清掃を行わないと、大量の汚泥等が溜まり、浄化槽の機能低下や汚泥等が直接放流し、処理水質の悪化、悪臭の発生を引き起こします。清掃は、前記の保守点検時の状況により実施時期を判断し、年1回以上（浄化槽の種類や使用人数等によって異なる場合があります。）実施するように定められています。町田市許可業者に委託し実施してください。

清掃に関する問い合わせ先　**町田市下水道部下水道整備課　浄化槽係**
電話　042－724－4306

町田市許可業者清掃の申し込み先

（株）関東総業
電話　042－774－6780
（株）三櫻
電話　0120－301－407
（株）町田清掃社
電話　042－758－6413

保守点検・清掃を行わないと？

汚泥が流出したり、悪臭が発生したりすると、ご近所からの苦情につながりますので、十分にご注意ください。

❖ 法定検査（浄化槽法第7条、第11条）

浄化槽が適正に設置・管理され、本来の機能を十分に発揮しているかどうかを確認するための検査です。日頃の保守点検や清掃の状況、水質を検査します。

安心して浄化槽を使い続けるために、この法定検査を必ず受検してください。

・設置後の検査（7条検査）…使い始めて3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内の浄化槽検査

建築確認申請時や浄化槽設置届出時には、事前に申込書（払込取扱票）により申し込みをしてください。

・定期検査（11条検査）…設置後検査（7条検査）の後、毎年１回の浄化槽検査

下記の指定機関へ直接お申し込みください。

法定検査申し込み先

（公財）東京都環境公社　多摩分室
電話　042－595－7982
FAX　042－595－7983
住所　東京都立川市錦町4－6－3
東京都立川合同庁舎3階　多摩環境事務所内

法定検査は、都知事が指定した指定検査機関「公益財団法人　東京都環境公社　多摩分室」が行います。法定検査受検後、皆様に検査結果をお知らせします。**問題点がある場合には、保守点検業者や工事業者などに相談し改善してください。**

また、検査結果は、町田市にも報告され、生活環境上大きな支障を及ぼすと考えられる場合には、市から浄化槽管理者の方に改善の指導をさせていただきます。

■ 法定検査を受けないと？

浄化槽の工事や維持管理の不具合が発見できず、将来、浄化槽が傾いたり、配管が詰まったりして、修繕や維持に多額の費用を要することがあります。

浄化槽法では浄化槽を適正に機能させるために、工事や維持管理等の様々な基準が定められています。

この基準どおりに浄化槽が設置され、維持管理されているか判断するために、建築・設計や点検・調整などの高度な専門知識が必要です。

このため、専門知識を有した第三者による客観的な検査として、法定検査の制度があります。浄化槽の不具合を早期に発見し、浄化槽を正常かつ長くお使いになるためにも、法定検査の受検をお願いします。

平成18年2月より浄化槽法が改正され、法定検査未受検者には罰則が適用される場合があります（浄化槽法第 66 条の 2）。法定検査を必ず受検してください。

❖ 保守点検及び清掃の記録の保存（浄化槽法施行規則第5条第8項）

保守点検や清掃の記録は、**3年間保存するよう義務づけられています。**
ファイル等で保管し、法定検査等必要なときにすぐに取り出せるようにしてください。

■ 保守点検及び清掃の記録を保存しないと？

浄化槽法では、浄化槽を適正に維持管理することが求められています。記録を保管せず、また町田市の確認検査を拒む場合には、最高30万円の罰金に処せられる場合があります（浄化槽法第64条）。